

令和3年5月25日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 中村 美津緒

副委員長 橋本 尚美

1 開催日時 令和3年5月25日（火曜日）午後1時27分～午後2時10分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 報告事項

(1) 令和3年第2回定例会提出予定案件

①青森市森林博物館条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

①青森市斎場建替基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務公募型
プロポーザル受託候補者の選定結果について

②青森市立筒井小学校校舎改築等学校施設関連工事について

③教育用ノートパソコンの購入について

④令和2年度・令和3年度青森市成人式の開催について

⑤青森市農業委員会の新たな運営体制について

○出席委員

委員長	中村美津緒	委員	天内慎也
委員	蛭名和子	委員	長谷川章悦
委員	山脇智	委員	舘山善也
委員	山本治男	委員	奈良岡隆

○欠席委員

副委員長 橋本尚美

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	市民部次長	白坂孝志
市民部長	加福理美子	教育委員会事務局教育次長	大久保綾子
経済部長	百田満	教育委員会事務局参事	葛西俊一
経済部理事	横内信満	農業委員会事務局次長	竹内芳
農林水産部長	大久保文人	教育委員会事務局総務課長	金澤敦
教育委員会事務局教育部長	小野正貴	教育委員会事務局文化財課主幹	児玉大成
農業委員会事務局長	加藤文男	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	猪口茂樹	議事調査課主事	柿崎良輔
議事調査課主幹	吹田匠		

○中村美津緒委員長 ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

本日は橋本尚美副委員長が、諸般の事情により欠席しております。

それでは、本日の案件に入ります。「令和3年第2回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。

最初に、「青森市森林博物館条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。

教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 令和3年第2回市議会定例会へ提出を予定しております「青森市森林博物館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

配付資料を御覧いただきたいと思います。

初めに、1の提案理由であります。教育委員会事務局文化財課が所管いたします青森市森林博物館につきましては、令和4年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了となりますことから、令和4年度以降の指定管理者を選定するに当たり、青森市指定管理者選定評価委員会の意見等を踏まえ、利用料金制を導入することとし、所要の改正を行うものであります。

次に、2の施設概要であります。青森市森林博物館は、昭和53年の市制施行80周年記念事業の1つとして、旧青森大林区署、後の青森営林局の建物を全国初の森と木を考える博物館として整備したもので、昭和57年11月に開館いたしました。

次に、3の観覧料及び4の使用料につきましては、記載のとおりとなっております。

次のページを御覧いただきたいと思います。

5の利用状況及び収支の状況であります。直近3か年となる平成30年度から令和2年度までの実績の平均では、表の右端の下段のとおり、入館者は1万5242人。表の1番下の収支差額はマイナス1814万2000円となっております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったことから、その影響が及んでいない平成29年度から令和元年度までの3か年実績の平均では、表の右端の上段のとおり入館者は1万8962人。収支差額はマイナス1811万2000円となっております。

次に、6の利用料金制を導入する理由であります。利用料金制の導入に当たりましては、青森市指定管理者制度導入基本方針において、「施設の性格や実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討したうえで、積極的に活用を図るものとする」とされているところであります。

青森市森林博物館におきましては、「森林に関する資料を供し、市民の教育・文化の発展に寄与する」という設置目的や、「子どもからお年寄りまでが楽し

みながら学習している」といった利用状況等を考慮した結果、指定管理者の自主的な経営努力を発揮することにより、様々なサービス内容の工夫によって利用者数の増加が期待できること。また、指定管理者の収入として収受させることにより、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できますことから、利用料金制を導入しようとするものであります。

なお、利用料金につきましては、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に金額の変更ができる環境を構築する必要があると考えますことから、他の利用料金制導入施設同様、弾力条項を設けることとし、その幅につきましては、利用料金制度を導入しております他の施設を参考に、その乗率を0.7から1.3までとしようとするものであります。

次のページを御覧いただきたいと存じます。

7の改正箇所ではありますが、利用料金制の導入に当たりまして利用料金を指定管理者の収入として収受させますことから、資料記載のとおり、所要の改正を行うものであります。

8の施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。

最後に、9の指定管理者の選定スケジュールではありますが、条例改正案につきましては、本年第2回定例会にお諮りする予定としており、御議決いただけましたら、御覧のスケジュールにより手続を進めてまいりたいと考えているところであります。

説明は、以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 森林博物館のことについて行ったこともなくて詳しくないので、まず、そもそものことを聞かせてもらいますが、今までの説明の確認です。今までの指定管理者が指定管理期間を満了して、今、募集するというところで、この募集のときから新しく利用料金制にするということの良いんでしょうか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 委員御案内の、今おっしゃったとおりで間違いありません。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 他の施設を参考にしていくというふうに説明がありました。それで、様々利用料金制を導入する理由ということで、子供からお年寄りまで楽しみながら学習していくと、自主的な経営努力を発揮していくことによって、利用者の増加が期待できるとなっています。だから、やってみなきゃ分からない、期待できるということだと私は思います。

それで計算の仕方が間違っているかも分かりませんが、平成29年から平成

元年までがコロナの影響がないんだというふうに言っておりました。

1番入館者が多いのが、令和元年の2万511人でして、これに単純にですよ、掛けるものが間違っているかも分かりませんが、1番高い観覧料の一般の250円を掛けたら512万円なんです。収支差額はたしか約1800万円なので、1300万円ぐらい足りないとなっていて、そして、指定管理者導入基本方針を見ると、不足払いはしない、損失補填も行わないというふうになっています。ということで、経営的に良くならなければ駄目だという期待するというふうになっているわけです。心配しているのは不安定な森林博物館の経営状況と、あとさらなる値上げにつながるのではないかと危惧しています。

どう考えますでしょうか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 まず、森林博物館でありますけれども、今回、導入しようとしておりますのは、完全利用料金制ではありませんで、一部利用料金制を導入しようとしているものであります。つまり、料金収入――観覧料、使用料の収入がありますけれども、それだけでは賄えませんので、不足した部分は指定管理料をもらいつつという仕組みで考えているものであります。

基本的には、当初計画をいただきまして、その計画額を上回る収入があった、もしくは経費を抑え込んで利益を上げることができた場合に、その利益分を指定管理者のほうに還元するという制度が利用料金制でありますけれども、その計画を見極めた上で対応することになりますので、必ずしも値上げにつながるのか、そういったものではありませんので、御理解いただければと存じます。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。長谷川委員。

○長谷川章悦委員 利用料金制を導入する理由として会計の効率化を図るってあるけれども、今までは効率化が図られていなかったんですか。今まではどうであったのか。今までは、会計は全部指定管理者がやっていたということですか。市は全く関係ないということですか。今までは、市がやっていて煩雑だから効率化になっていないからという意味ですか。

それから、収入がそのまま全て指定管理者に入るんですか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 まず、会計の煩雑さを解消するというふうな効率化を図るという点でありますけれども、担当課のほうから説明させます。

○中村美津緒委員長 担当課お願いします。

○葛西俊一教育委員会事務局参事 文化財課の葛西と申します。

事務の効率化の話ですけれども、現在はですけれども、観覧料収入、それから使用料収入については、青森市の収入になりますので、現金は当事者、森林博物館のほうで受け取るわけですけれども、そのまま青森市のほうに振り込むという手続が発生しておりました。

これから先は、もし利用料金制を導入することができれば、そのまま指定管理者の収入になりますので、青森市にそれを振り込むという手続が不要になりますので、その分、手続が簡略化されるということでもあります。

〔「指定管理料は」と呼ぶ者あり〕

○葛西俊一教育委員会事務局参事 今、一部利用料金制度を導入することになりますので、ただいま申し上げましたけれども、指定管理者の収入については観覧料収入と使用料収入がそのまま収入になります。

それで、収支差額はマイナス 1800 万円ほどということで、それだけでは賄えませんので、それを差し引いた差額の部分については、市から指定管理料として指定管理者のほうにお渡しして、それで経営していただくというような形になります。

以上です。

○中村美津緒委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 収入の差額を差し引いて、足りない分を指定管理料として出すということですか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 あくまでも、当初、指定管理者の選定に当たりまして、その期間中の指定管理者が行いたい計画というものを提出していただきますが、それは指定期間中の計画になります。

各年度におきましても事業計画を提出いただきますが、その計画や提案に沿った形で、ストックする分を指定管理料として事業者側に支払います。指定管理者は、自分が出した計画をさらに工夫して、管理料あるいは観覧料を増やす、あとは経費を削減するといった努力をして、そのもうけた分といいますか、利益が出た分が指定管理者に還元されるというふうな制度になってございます。

以上です。

○中村美津緒委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 今回は青森市森林博物館だけれども、ほかにもいろいろ指定管理施設があるわけだよね。事務の効率化とかって言うけれども、このところが今効率化ではないわけだ。そういうことを考えれば、いろいろな指定管理の施設にも利用料金制とかそういうものを検討する必要があるのかなと思ったから、発言しただけであって。あとはよろしいです。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。山脇委員。

○**山脇智委員** 私も分からないところがあるので何点かお聞きしたいんですけども、まず、利用料金の額についてです。別表に定める観覧料に 0.7 を乗じて得た額から 1.3 を乗じて得た額ということは、今、250 円というのは市が定めている金額で、この条例案が可決されれば、利用料金は指定管理者が例えば、一般の 250 円でいうと、175 円から 325 円の間で指定管理者が自由に定めることができるということになるのかということの確認と、学習室を貸しているみたいなんですけど、これはどういう団体が主に利用したり借りたりしているのかということをも、もし分かれば教えていただきたいです。

○**中村美津緒委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** まず、観覧料、使用料のお話でありますけれども、弾力条項ということで、乗率 0.7 から 1.3 ということで掛け率を定めるものでありますが、あくまでもそれは指定管理者の提案に基づいて市が承認するという行為が必要になりますので、指定管理者が勝手にといいますか、定められるものではないというふうなことが 1 点あります。

次に、利用者の状況といいますかそちらにつきましては、担当課のほうから説明させます。

○**中村美津緒委員長** 担当課お願いします。

○**児玉大成教育委員会事務局文化財課主幹** 文化財課児玉でございます。

利用者につきましては、一般の方から、あとは記憶ですと例えば生け花教室とか、その講師の方であるとか、あるいは団体さんが会議で使いたいというものがあります。

あと、最近増加してきているのは、いわゆるコスプレイヤーという方がレトロな森林博物館を背景に撮影したいということで、その着替えの場所として、学習室を借りている例が増えてきております。

以上でございます。

○**中村美津緒委員長** 山脇委員。

○**山脇智委員** 分かりました。コロナ禍でなかなかこの学習室の使用とかも落ち込んでいると思うんです。仮に、指定管理者が 1.3 の掛け率で使用料とかを出してきた場合には、最終的には承認ということになるんですけども、承認されれば値上げということになってしまい、そういった団体も大変な状況にあります。そういう面でいえば、この条例が改正されて指定管理者の計画が示されて、こちらが承認するってということになるので、何とも言いにくいんですけど、値上げにつながらないような運用になるように考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○**中村美津緒委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、「令和3年第2回定例会提出予定案件」について報告を終わります。
次に、「その他」の報告を求めます。

最初に、「青森市斎場建替基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務公募型プロポーザル受託候補者の選定結果について」報告を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 青森市斎場建替基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務公募型プロポーザル受託候補者の選定結果について、御報告申し上げます。配付資料を御覧ください。

1の概要についてであります。公募型プロポーザルとした経緯であります
が、本業務につきましては、青森市斎場の建て替えにあたって施設の特异性
から、火葬場の整備に関する関係法令や他都市事例等の専門的な知識と優れた
調査能力に加え、業務に関する実績を有していることが必要であることから、
公募型プロポーザル方式により、業務実績や提案内容等を審査し、優れた
業務遂行能力を有する業者の選定を行うこととしたものであります。

審査委員会につきましては、去る令和3年5月20日に実施し、私を含め5
名の審査委員により、企画提案書の提出がありました7社の提案内容を審査
した結果、受託候補者として、パシフィックコンサルタンツ株式会社青森事
務所を選定したものであります。評価点につきましては、100点満点中76点
という結果になっております。

今後のスケジュールであります。本日、審査結果について市のホームページ
で公表し、受託候補者と仕様書等についての協議を行い、5月下旬に契約
を締結する予定としているところであります。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市立筒井小学校校舎改築等学校施設関連工事について」報告を
求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 議会の議決に付さなければならない
契約について御報告いたします。

教育委員会が所管いたします学校施設の工事につきまして、予定価格が1
億5000万円以上であります議会の議決に付さなければならない契約が5件
あり、いずれも令和3年第2回市議会定例会に議案の提出を予定している
ところであります。

本件につきましては、本日、契約事務を所管しております総務部から、総

務企画常任委員協議会において議案の提出を予定している案件として御説明することとしておりますが、本常任委員協議会においても、その概要を御報告しようとするものであります。

初めに、筒井小学校校舎等改築工事の概要について御説明いたします。

配付資料1を御覧いただきたいと存じます。

筒井小学校校舎等改築事業につきましては、令和2年度に実施設計を行い、本年度から校舎及び屋内運動場の改築に着工することとしております。

2の工事場所は、資料左下の配置図の赤い太線部分の箇所となっております。

3の工事内容は、建築工事一式となっております、これに附帯する工事のうち、電気設備工事と空調設備工事につきましても、提出予定案件となっております、後ほど、御説明いたします。

4の工期は、令和5年11月30日までとしており、5の建物の規模・構造、6のスケジュールにつきましては、資料記載のとおりであり、新しい校舎は、資料左下の配置図のとおりとなります。

当該工事につきましては、去る令和3年4月20日に条件つき一般競争入札を執行し、その結果、鹿内・盛・今建設工事共同企業体が、24億7500万円で落札したところであります。

次に、筒井小学校校舎等改築電気設備工事の概要について御説明いたします。

配付資料2を御覧いただきたいと存じます。

3の工事内容は、資料1の建築工事に附帯する電気設備工事一式となっております。

4の工期は、令和4年3月25日までとしており、5の建物の規模・構造、6のスケジュールにつきましては、資料記載のとおりであります。

当該工事につきましても、去る令和3年4月20日に条件付き一般競争入札を執行し、その結果、青森相互電設株式会社が、2億3154万100円で落札したところであります。

次に、筒井小学校校舎等改築空調設備工事の概要について御説明いたします。

配付資料3を御覧いただきたいと存じます。

3の工事内容は、資料1の建築工事に附帯する空調設備工事となっております。

4の工期、5の建物の規模・構造、6のスケジュールにつきましては、資料記載のとおりです。

当該工事につきましても、令和3年4月20日に条件付き一般競争入札を執行し、その結果、東和管工株式会社が、2億6186万6000円で落札したとこ

ろであります。

次に、西中学校既存校舎の解体工事の概要について御説明いたします。

配付資料4を御覧いただきたいと存じます。

3の工事内容は、資料左下の配置図に記載のグレーの部分にあります校舎を解体するものであります。

4の工期は、令和4年3月25日までとしており、5の建物の規模・構造、6のスケジュールにつきましては、資料記載のとおりであります。

当該工事につきましては、去る4月20日に条件付き一般競争入札を執行し、その結果、株式会社西田組が、3億6267万円で落札したところであります。

最後に、小柳小学校屋外教育環境整備工事について御説明いたします。

配付資料5を御覧いただきたいと存じます。

3の工事内容は、資料左下の配置図の赤い太線部分の校地について、グラウンド・野球場・防球ネット・遊戯施設・排水設備などを整備するものであります。

4の工期は、令和4年3月31日までとしており、5の施工箇所の規模、6のスケジュールにつきましては、資料に記載のとおりであります。

当該工事につきましては、令和3年4月20日に条件付き一般競争入札を執行し、その結果、株式会社桜井工務店が、1億5953万9068円で落札したところであります。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 筒井小学校について2点お尋ねします。

現在の校舎、グラウンドの面積と比べて、新たに建てられる校舎の延べ床面積、グラウンドの面積をお知らせください。

もう1点は筒井小学校の現在のグラウンドに新しい校舎が建つので、その工事の間、グラウンドは使えないと思うんですが、その間はどのように対応するのかお願いします。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 まず、発言の訂正をさせていただきたいと存じます。すいません。

先ほど筒井小学校の校舎の電気設備工事の説明の中で、工期を令和4年3月25日までと申し上げましたが、正しくは令和5年11月30日まででありますので、謹んでお詫びし訂正させていただきたいと存じます。

まず、床面積とグラウンドの面積につきましては後ほど、担当課のほうから説明させますけれども、グラウンドの使用につきましては、筒井小学校は、

青森高等学校のグラウンドを使うという方向で協議しているというふうに伺ってございました。面積につきましては担当課の方から。

○中村美津緒委員長 担当課お願いします。

○金澤敦教育委員会事務局総務課長 教育委員会総務課の金澤です。

面積につきましては、校舎のほうは資料見ていただきたいんですが、延べ床面積が 5902.64 m²。今の校舎が 4400 m²となっております。

あと屋内運動場のほうは、新しいものが 1255.50 m²、今の校舎が 1060 m² となっております。なお、グラウンドの方はこれから設計しますので、面積の方は不確定となっております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 もう 1 点確認したいんですけど、放課後児童会も一緒に建てられるってことですが、それは、例えば併設だとか、そこら辺を教えてくださいいただけますか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 放課後児童会のお部屋といいますか、1 階部分に――建物の中に組み込まれる形で整備するというふうな意味合いで延べ床面積のほう 555.16 m² というふうに記載させていただいているものであります。

以上です。

○中村美津緒委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 これは校舎以外の面積っていうことでよろしいんですか。校舎の中にこの分が含まれるっていうことではないですよ。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 校舎とは別に、放課後児童会のスペースを設けるということでもあります。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 筒井小学校校舎等改築工事で、配置図ですけれども、校舎の西側の――川のところに、今、木があるんですけども、これで見ると、また木を植えるということですか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 担当課のほうから説明させます。

○中村美津緒委員長 担当課お願いします。

○金澤敦教育委員会事務局総務課長 教育委員会総務課です。

川沿いの、今現在桜とか木があるんですけど、そこは建築の際、狭いので、一旦伐採させていただきませう。そのあと、校庭整備とあわせて緑化に努めていくということですので予定しております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 緑化ということは、また木を植えるということですか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 担当課のほうから説明させます。

○中村美津緒委員長 担当課お願いします。

○金澤敦教育委員会事務局総務課長 木を植える予定ではありますが、本数等についてはこれからいろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 放課後児童会の話がありましたけれども、放課後児童会の入り口が多分この屋内運動場の駐車場があるところの脇だと思えるんですけども、そうですね。

○中村美津緒委員長 担当課お願いします。

○金澤敦教育委員会事務局総務課長 左配置図のほう見ていただきたいと思いますが、屋内運動場の下側——南側のところにちょっと入り口の三角がついてますが、その辺が放課後児童会の入り口となります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 すいません、南側ですか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 先ほど奈良岡委員がおっしゃっていたのは、川側の三角の印がついたところを指しているかと思えますけれども。川のほうから来て、屋内運動場の下のところに三角がついているところを指しての発言だと思うんですが、そこが入り口ということでは間違いありません。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 木を植えるにしても、何しても子供たちが出入りするわけですから、今の状況が切って変わるということですが、子どもが放課後児童会の後、出入りすることになると思うので、植樹等の環境を含めて、きちんと考えていただきたい。

もう一つ、この工事中、グラウンドを子供たちが使えないということで、青森高等学校のほうにお願いするというので、それはもう決まったんでしょうか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 筒井小学校側と青森高等学校と協議をして、青森高等学校のグラウンドを使わせてくださいというお話をされていると伺っておりまして、我々とすればそれが決定されたものというふうな認識を持っております。

以上です。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 私も青森高等学校のほうを使っていたきたいというお願いを前からしていたんです。近いのでね。ただ、あそこ学校から行くと、主要地方道なので交差点があつて、近いんですけども交通量があるし大変危険な箇所を通らなくてはならないので、十分そこのところ事故のないように、配置等を考えていただけるようにしていただきたい。これ要望でお願いします。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「教育用ノートパソコンの購入について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 教育委員会に関連する財産の取得につきまして、予定価格が2000万円以上の議会の議決に付さなければならない動産の買入れが1件あり、令和3年第2回市議会定例会に議案の提出を予定しております。

本件につきましては、本日、当該買入れに係る契約事務を所管しております総務部から、総務企画常任委員協議会において議案の提出を予定している案件として御説明することとしておりますが、本常任委員協議会においても、その概要を御報告しようとするものであります。

お手元の資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、このたびの教育用ノートパソコンの購入の理由についてであります。子どもたちの未来を見据え、児童生徒の1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるGIGAスクール構想を実現するため、小学校3年生の児童及び小・中学校教師用として、教育用ノートパソコンを取得しようとするものであります。

取得するノートパソコンにつきましては、2933台となっております。

当該ノートパソコンにつきましては、総務部契約課において、去る令和3年4月16日に指名競争入札を執行したところであり、落札しました株式会社ビジネスサービス青森支店を契約の相手方とし、取得価格については、税込み1億3163万3040円で、納入期限を令和3年9月30日とする仮契約を締結しております。

報告は以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和2年度・令和3年度青森市成人式の開催について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 令和2年度・令和3年度青森市成人式の開催について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧いただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、開催を延期しておりました令和2年度の成人式及び本年度の成人式につきまして、令和2年度の対象者につきましては、令和3年12月26日日曜日に、令和3年度の対象者につきましては、令和4年1月9日日曜日にそれぞれ開催することといたしました。

開催場所につきましては、これまでリンクステーションホール青森及び青森市中世の館を会場に、新成人の皆様に参加していただき開催してまいりましたが、新成人の皆様はもとより、全ての青森市民の皆様が不安なく成人式を祝えるよう、また、家族や地域をはじめとした社会全体で祝い励ましてもらうことにより、新成人に地域との関わりを認識してもらえるよう、青森市立中学校出身の新成人の皆様は、出身中学校を会場とした地域分散型で開催することといたしました。また、青森市立中学校以外の出身の新成人の皆様は、アウガ会場で開催することといたしました。

開催内容の詳細につきましては、今後、新成人等からなる成人式実行委員会を組織し、検討を行うことにしております。

なお、新成人の皆様への御案内の文書は、令和3年10月上旬の発送を予定しております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市農業委員会の新たな運営体制について」報告を求めます。農業委員会事務局長。

○加藤文男農業委員会事務局長 令和3年第1回市議会定例会での御同意を得まして任命されました農業委員19名による令和3年度第1回青森市農業委員会定例総会が、去る令和3年4月6日に開催され、本市農業委員会の新たな体制が決定いたしましたので、御報告申し上げます。

お手元の資料の左側の表を御覧ください。

本市農業委員会の会長には、議席番号17番の福士修身委員が、そして職務

代理者には、議席番号 15 番の西澤清光委員が互選され、両名とも引き続きの就任となりました。

福士会長をはじめとした新農業委員 19 名は、令和 6 年 3 月末までの 3 年間、農地の権利移動や転用の許可等に関する総会での審議や、農地等の利用の最適化の推進、すなわち担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進などを進めてまいります。

また、市内を 19 か所の区域に分割し、各区域における農地パトロールや個別相談等、農地等の利用の最適化の推進のための現場での活動を、農業委員と連携して行う農地利用最適化推進委員、いわゆる推進委員につきましても、任期満了に伴い、同総会で資料の右側の表のとおり、新しい推進委員 19 名へ委嘱を行ったところであります。

このように、新たな体制となりました当農業委員会といたしましては、これまで以上に農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局の連携を深め、円滑な委員会運営を進めるほか、農業委員会の主たる任務である農地等の利用の最適化の推進に取り組んでまいります。

なお、新たな農業委員及び推進委員の周知につきましては、青森市ホームページに氏名や住所地等を掲載したほか、今後、写真入りの委員紹介のお知らせを町会等の回覧により行う予定としております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 また、委員の皆様から御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)